

令和6年2月16日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

会長 佐々木 浩二 様

東京消防庁

予防部長 加藤 雅広



PFOS等を含む泡消火薬剤等放出時の留意事項について（依頼）

平素より、消防行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り、深く御礼申し上げます。

先般、水質汚濁防止法が改正され、一部の泡消火設備等の泡消火薬剤に含有されているPFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）が「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（指定物質）」に追加されました。

泡消火設備等が事故又は火災により起動し、PFOS等を含む泡消火薬剤等が放射された場合に、添付のリーフレットの措置が必要となります。

また、東京消防庁管内における公共用水域に流出した場合の関係機関の連絡先は、別表のとおりとなります。

つきましては、貴会において、本内容を会員に皆様へ周知していただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

予防課消防設備係	田原	黒田
電話 03-3212-2111（内線 4762	4767	
危険物課製造所規制係	酒井	百田
	（内線 4842	4845）

一部の泡消火薬剤に含まれているPFOS・PFOA等が、指定物質（水質汚濁防止法）になりました！

1. 概要

- 水質汚濁防止法（以下「水濁法」）における指定物質に、PFOS、PFOA等が追加されました。
- 指定物質を含む泡消火薬剤及び泡水溶液が事故等により流出した場合は、都道府県知事等に届出の義務が生じます。
- 水濁法において届出対象となる泡消火薬剤は、「3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる消火薬剤について」で示します。

2. 水濁法における指定物質について

- 水濁法における指定物質とは、有害物質および油を除き、公共用水域に排出されることにより、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れがある物質のことです。
 - 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる泡消火薬剤について

- 指定物質に基準値（濃度値）はないため、対象となる泡消火薬剤は、原則として「指定物質PFOS、PFOA等を含む泡消火薬剤」です。
- 泡消火薬剤貯蔵容器（タンク）や配管等の施設に保管されている泡消火薬剤等が対象です。
 - 補充用のポリ缶については各自治体の判断によりますが、タンク内の泡消火薬剤と同様に取り扱うことが適切です。
- 対象となる泡消火薬剤の詳細については以下のURLで確認してください。
 - http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/awashoukayakuzai_list_v4.pdf

4. 届出義務が生じる事業者について

- 指定物質（を含む泡消火薬剤）を所有・設置している事業者すべてが対象となります。

5. 届出義務が生じる流出について

- 消火活動に伴う放出を除いた、事故による流出が対象です。
 - 車両衝突や地震・洪水等の天災に起因する設備破損による流出の場合
 - 老朽化や誤作動、点検時等の誤操作等により放出し流出した場合
 - いたずらにより放出し流出した場合

6. 流出時の対応について

- 流出が生じた場合、速やかに都道府県知事等に報告する義務があります。水質汚濁防止法政令市の場合は該当する地方公共団体の首長に報告してください。
- 届出先は環境省の以下のURLで確認して下さい。
 - <https://www.env.go.jp/water/mizu.html>（「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」の頁に行くので、画面の下の方の「事故時等の措置」欄のファイルをクリックする）
 - 電話等で速やかな第一報を求めている都道府県もあります。
- 流出時は直ちに応急措置（オイルフェンスの設置、土嚢の積み上げ等による公共用水域への排出または地下への浸透防止、汚染土壌の除去等）を講ずる義務があります。
 - 応急措置が講じられていない場合、措置命令が出され、従わない場合は罰則があります。（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金。時効3年（刑事訴訟法250条））
- 都道府県によっては、管轄消防機関・警察署などへの通報が必要な場合もあります。
- 処理費用や賠償を請求される場合もありますので、早期の通報と適切な応急処置をしてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する場合は「処理に関する技術的留意事項」に従って、適切に処理してください。
 - 泡消火薬剤は、産業廃棄物です。
 - 廃棄について日本消火装置工業会は、焼却による分解処理を推奨しています。
 - 廃棄処理方法の概要は当工業会から近日発行予定のPFOS及びPFOAの取り扱いマニュアルをご確認ください。

7. 届出の様式や記載内容について

- 全国共通の法定様式はありません。様式の入手については「6. 流出時の対応について」に示すURLで確認し、問い合わせてください。
- 各都道府県や自治体により必要な記載内容が異なる場合があります。
 - 例：事故の発生報告、具体的な再発防止策

8. 事故事例と再発防止対策（例）について

- 流出事故の原因として自動車による天井配管や手動起動装置に対する接触が挙げられます。
- 再発防止対策の例として、手動起動装置に対する保護ガードの追加が挙げられます。



泡流出事故の例



手動起動装置に保護ガードを設置

水質汚濁防止法施行令の改正による 指定物質を含む泡消火薬剤等の 流出時の対応について

政令第396号（令和4年12月23日）

日消装発第R05-8号

関係各位

令和5年11月

一般社団法人 日本消火装置工業会

水質汚濁防止法施行令の改正による指定物質を含む泡消火薬剤の流出時の対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より泡消火薬剤等の適切な管理と廃棄処理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月23日に「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和5年2月1日に施行されました。

本改正により、PFOS・PFOA等が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）における指定物質に追加されました。

指定物質が事故（天災を含む）により放出し流出した場合、都道府県知事等に報告する義務があり、今回の改正により指定物質を含む泡消火薬剤も対象となりました。

（一社）日本消火装置工業会では、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火設備の適切な維持管理についてご協力をお願い申し上げます。

以上

9. 情報提供のお願い

全ての泡消火薬剤は、事故以外にも火災時の消火活動等により使用・放出されることがあります。対象となる泡消火薬剤が使用・放出された場合にも関係する地方公共団体まで各種情報提供をお願いします。

法律上の義務ではなく、あくまでお願いになります。ご協力の程、よろしくお願い致します。

- 泡消火薬剤の放出報告
- 可能な範囲で提供いただきたい情報（空欄可）
【 使用日時、使用場所、品名、含有率、使用量、排出河川、連絡先等 】
- 情報提供は都道府県知事もしくは水質汚濁防止法政令市の首長までお願いします。
- 様式は各自治体に確認してください。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電 話：03-5404-2181（代表）

E-mail：shou-sou@shosoko.or.jp

FAX：03-5404-7371

URL：<http://www.shosoko.or.jp/>

お問合せ先：

- 各都道府県および水質汚濁防止法政令市の環境部局
- 消火装置工業会、工業会情報 <http://shosoko.or.jp/info/index.html>



「しょうすけ（しょうすけ君）」
消火装置工業会 キャラクター

suishitsuodakushuuchiyou_a3_v1.pdf (2023.11)

一般社団法人 日本消火装置工業会
Japan Fire Extinguishing Systems Manufacturers Association, General Incorporated Association

別表

公共用水域に流出した場合の連絡先

(東京消防庁管内)

流出場所	届出先名称	代表電話 (内線)	直通電話番号
特別区内全域	東京都環境局自然環境部 水環境課河川規制担当	03-5321-1111 (42-655)	03-5388-3494
受託地区 (八王子市及び 町田市を除く)	多摩環境事務所 環境改善課水質担当	042-523-0237	042-525-4771
八王子市	八王子市役所環境部 環境保全課環境改善担当	042-626-3111	042-620-7255
町田市	町田市役所環境資源部 環境共生課公害指導係	042-722-3111 (3736)	042-724-2711